

「動物愛護管理推進計画（中間案）」に対する府民意見募集の結果

平成20年4月1日
健康福祉部

- 1 意見募集期間 平成19年12月19日（水）～平成20年1月18日（金）
- 2 パブリックコメント意見数 142件
- 3 意見の趣旨とこれに対する府の考え方

項目	主な意見・提案	府の考え方
総論	「動物を虐待などする行為」を「動物を虐待などする犯罪」に修正すべき。	犯罪に限定せず、動物虐待などについて幅広く対応するため「行為」と記載しております。
	あまりにも抽象的な表記ばかりであり、もっと具体的な内容を明記した動物愛護管理推進計画を策定すべきであると考えます。	計画を具体的な内容にするために、動物愛護管理に関わる所有者、動物取扱業者、関係者等に視点を置き、それぞれに対する施策についてできる限り具体的に記載しております。
趣旨及び基本視点	本計画の動物が人と共に生活する存在として広く受け入れられる社会づくりを目標にするのであれば、府としての施策を示されたい。	人と動物が共生する社会づくりのためには、動物愛護に関する府民の間の共通の理解が必要です。そのため計画では、府民の動物愛護・管理活動の盛り上げ等3つの観点を基本とし必要な施策を示したところです。
	人と動物に命の重さの違いはありません。是非、計画を進めてほしいと願います。	動物愛護の精神を広く普及し、府民合意の下に、人と動物が共生する社会づくりを目指した計画を進めることとしております。
役割と連携	府の役割において個々の事例に対して対応する姿勢（役割）を示されたい。	府の役割については、各課題に対する「施策」において個々の事例に応じた取組として記載しております。

項目	主な意見・提案	府の考え方
役割と連携	府の役割の記載の中で「動物の捕獲・収容等のほか」を「動物の捕獲・収容・返還・譲渡等のほか」に修正すべき。	譲渡割合の数値目標を計画に明示していることも踏まえ、ご指摘の通り記述を修正させていただきます。
	所有者の役割に「命ある動物の所有者又は占有者としての終生飼育責任を徹底すること。」を追加願います。	動物所有者等による終生飼養の責任徹底については、「動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり飼養する」ことを計画に記載しており追加の必要はないと考えます。
	動物取扱業者の役割に「飼養動物の健康と安全を徹底すること」を追加願います。	適切な施設で飼養した健康な動物を提供することとして記述しているため、追加は必要ないと考えます。
犬の登録・狂犬病予防注射	犬の登録及び狂犬病予防注射の実施率の向上のため、安価にするなどの方法も考えて頂きたい。	狂犬病予防注射の手数料については、実施責任を負う市町村が設定することとなっております。
	狂犬病の集団接種などで鑑札を渡す際に、首輪につけることをその場で強制し、装着を確認してください。	強制はできませんが、装着については、市町村及び動物病院を通じて指導することとして記述しております。
	狂犬病予防接種の必要性についてパンフレットを作成して正しい知識を啓発する必要がある。	パンフレット等の啓発物を、動物病院、動物取扱業者やペット用品販売店等を通じて配布し啓発することとしております。
	マイクロチップについて、法律で義務つけられている特定動物、指定外来種以外の個体への装着の是非について。	市町村、動物病院や動物取扱業者等を通じ、マイクロチップ装着等を促進していきます。
	マイクロチップの装着は飼い主側の任意使用とすべき。	マイクロチップは、所有者責任において任意で装着するものです。

項目	主な意見・提案	府の考え方
犬の登録・狂犬病予防注射	マイクロチップや避妊手術について、実行した飼い主にはなにか特典（値引きなど）を設ける。	マイクロチップは、所有者責任（負担）において任意で装着されるものであり、不妊手術も所有者責任において実施されるものと考えており、特典（値引きなど）は困難と考えます。
	マイクロチップの普及はリーダーの増加がないと無理だと思います。現に迷い猫などは、マイクロチップでは探せません。	現在、保健所や動物愛護管理センターの他に動物病院等にリーダーを設置していますが、ご指摘を受けより有効な活用方法について検討します。
犬・猫に関する苦情・相談等	犬や猫等の購入者に対して適正飼養宣誓書の作成を義務付けし、その宣誓を住所地の自治体や警察が保管する。	購入者の宣誓書提出等は考えておりませんが、計画においては購入者に対する動物販売業者の事前説明が徹底されるよう指導する旨を記載しています。
	虐待疑いの事例が発生した場合には「専門の調査員」と区市町村や動物愛護推進員等が「警察」と連携して虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。	虐待の疑いがある事例が発生した場合、動物愛護管理員が市町村と連携して立入調査、指導する事としており、必要に応じて警察と連携を行います。
	虐待、動物愛護管理法違反事例又は狂犬病予防違反事例が発見された場合は、警察、ボランティア、動物愛護団体等と連携体制をとり必要に応じて、動物を保護し、その所有権を剥奪できることとする。	所有権の剥奪は、現行法令上から困難と考えますが、所有者のモラル向上や飼養方法を改善するため、啓発物を配布したり、ボランティア等と連携した地域の自主活動を支援していきます。
	動物愛護先進国の手法等を取り入れ、専門の調査員・調査員が所属する機関を創設し、育成する方向で、国に根拠法律の制定を、都道府県に条例制定をそれぞれ求めることとする。	動物愛護管理員が動物愛護管理センターや府内の全保健所に配置され調査を行っているため、条例制定の必要は無いと考えます。

項目	主な意見・提案	府の考え方
犬・猫に関する苦情・相談等	<p>専門の調査員はできるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていくこと。</p>	<p>動物愛護管理員が動物愛護管理センターに配置されて、専門の調査を行っているため、特別司法警察職員については考えておりません。</p>
	<p>「虐待は犯罪」であることを広報周知し、府民が虐待を目撃又は察知した場合は速やかに警察又は自治体への通報を義務づけて下さい。</p>	<p>府民への義務付けは困難と考えますが、動物の不適切な飼養、遺棄、虐待などに係る相談窓口を設け、市町村等と連携して立入調査、指導を行うこととしております。</p>
	<p>各保健所等に、動物愛護に関する認識をもった職員を配置し、府、市民からの問い合わせや申し出等に適切な対応及び指導ができるようにしてください。</p>	<p>各保健所等に相談窓口を設け、動物愛護管理員に任命された獣医師等が不適切な飼養、遺棄、虐待などに対して対応することとしております。</p>
	<p>虐待を受けている動物の緊急保護を行えるよう、動物愛護センター、警察及び動物愛護団体の連携を強化し、併せて、警察及び愛護センター職員の動物愛護管理法等に関する知識の向上をはかる。</p>	<p>強制的な緊急保護は困難と考えますが、虐待発生時は、動物愛護管理員が市町村と連携して立入調査、指導する事として記述しており、必要に応じて警察と連携を行います。また、国などが実施する研修や講習会を受講し、知識向上に努めることとしております。</p>
	<p>虐待されている動物の強制保護、隔離の措置ができるよう制度の拡充、虐待者への動物飼育の禁止。</p>	<p>現行法制度上、強制保護や隔離、虐待者への飼育禁止措置は行えません。虐待が起こった時は、動物愛護管理員が市町村と連携して立入調査、指導する事としております。</p>
	<p>犬・猫の避妊去勢手術を促進するために、助成金制度の導入が必要。</p>	<p>不妊去勢措置については、所有者の責任で実施すべきと考えております。なお、その必要性について啓発物を作成する等情報提供を行うこととしております。</p>

項目	主な意見・提案	府の考え方
犬・猫に関する苦情・相談等	多頭飼育や多頭にエサやりをしている者で不妊手術をしていない者へは不妊手術の指導を行う。	飼養能力以上の多頭飼育については必要に応じて不妊去勢手術や譲渡などについて指導することとしております。
	多頭不良飼養者を規制するため、不妊去勢の実施について法的な義務付けをしてほしい。	法的な義務付けは困難と考えますが、飼養能力以上の多頭飼育防止については必要に応じ不妊去勢手術や譲渡の指導を行います。
	不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るため、適切な監視、助言、規制を行い、多頭飼育の崩壊や近隣トラブルを未然に防ぐ。	ご提案の趣旨を踏まえ、飼養能力以上の多頭飼育の危険防止に関する取組みを追加しました。
	ボランティア、一般又は業者などが多頭飼育している場所を市町村で把握し、頭数だけで多頭飼育者やボランティアが一般市民から迫害されないよう、多頭飼育者の生活を守る。	多頭飼育による周囲への影響は様々ですが、所有者と住民における相互理解に向け動物愛護精神の普及に努めることとしております。
	身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成。	身勝手な理由による不適切飼育とそれに伴う迷惑行為や虐待や遺棄を防ぐため、購入時の事前説明徹底を指導し、所有者へは必要に応じ立入調査をすることとしております。
	金銭面や健康面以外の身勝手な理由で指導を聞かず迷惑行為を繰り返す者は、罰金、動物の所有権剥奪など措置をとる。	所有権の剥奪等は、現行法令上から困難と考えますが、不適切な飼養にあたっては、市町村等と連携して所有者へ立入調査、指導することとしております。

項目	主な意見・提案	府の考え方
犬・猫に関する苦情・相談等	動物愛護担当部署については、愛護動物の生態、動物愛護法などに詳しい専任の担当者を配置すること。愛護精神の意識が高い人材を求めたい。愛護動物の問題はすべて愛護担当部署が権限を持ち、主導をとって問題解決に臨む体制をつくるべきであると希望する。	各保健所や動物愛護管理センターに動物に関する専門的な知識を有する動物愛護管理員を配置しております。
	各保健所等関係部署においては、動物愛護について認識をもった職員を配置し、府、市民からの問い合わせや申し出等に適切な対応及び指導ができるようにしてください。	各保健所や動物愛護管理センターに動物に関する専門的な知識を有する動物愛護管理員を配置しており、動物の不適切な飼養、遺棄、虐待などの相談に対応することについて記載しております。
	飼い主の病気などが原因で正しい飼い方ができない場合には、支援を行うべきだと思います。	飼養に関する様々な相談に応じるため、動物愛護管理センターや各保健所等に相談窓口を設置し、適切に対応していくこととしています。
終生飼養の徹底	引取に持ち込んだ飼い主が自己繁殖を繰り返している場合、また、不妊手術などの措置を講じていない場合は強制的に処置すること。	不妊去勢措置について強制は困難と考えます。引取の際は今後引取を繰り返すことがないように終生飼養や繁殖防止措置を指導することとしております。
	遺棄を未然に防止する為、広報紙などに法第44条を載せたり、捨て猫の多い場所に注意喚起掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫する。	地域での動物愛護に関するイベントや適正飼養講習会等を通じて啓発物を配布する等、地域の取組を活用した啓発をしていくこととしておりますが、施策実施に当たり参考とさせていただきます。
	施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由、名前の記入を義務付け、殺処分の映像または実際の処分現場を見せること。	各保健所等での、引取りの際は終生飼養について指導するとともに、申請書類には引取理由や氏名等を記載する欄を設けています。

項目	主な意見・提案	府の考え方
終生飼養の徹底	<p>飼えなくなった犬・猫の引取料金は動物病院での安楽死（譲渡時の諸検査）と同等の持ち込み料を徴収。</p>	<p>持ち込み料により遺棄の増加が懸念されるため、検討しておりません。引取りの際は、繰り返す事がないよう終生飼養の指導を徹底することとしております。</p>
	<p>持ち込む飼い主は避妊・去勢手術をさせる条件として何らかの確約をとって下さい。</p>	<p>犬、猫の引取時には今後繁殖防止措置の実施を本人から確認し、実施していない場合は指導を行っています。</p>
	<p>家庭で飼われていた動物の持ち込みは、飼主の責任として動物病院での安楽死を義務化し終生飼養を説得。</p>	<p>安楽死の義務化は困難と考えます。しかし、終生飼養は重要な課題と考えており、高齢動物の飼養方法や終末医療等に関するガイドブックを作成し、市町村、動物病院や動物取扱業者を通じて所有者に配布することとしております。</p>
	<p>定点回収を即刻廃止して頂きたいです。</p>	<p>犬・猫の遺棄防止のため、定点回収の廃止は困難と考えます。</p>
	<p>繁殖が出来なくなり商業価値のなくなった動物は家庭動物として、適切な飼養で終生飼育を行うこと。</p>	<p>終生飼養は重要な課題と考えており、引き続き適正飼養するよう指導することとしております。</p>
動物取扱業	<p>金儲けだけでずさんで惨い扱いをしている業者を厳重に取り締まってほしい。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、動物取扱業に対する計画的な立入監視、指導により、適正に業務が行われているかをチェックすることとしております。</p>

項目	主な意見・提案	府の考え方
動物取扱業	適正に営業しているか、風評などが耳に入りやすいようにすること。（地元の人たちが保健所に意見などをしやすい土壌を作る）	動物取扱業に対する計画的な立入監視・指導を行い適正な営業を指導しますが、保健所においても引き続き相談に迅速に対応できる体制をとっていくこととしております。
	動物取扱業の適正化について、行政、民間の愛護団体が一体となって取り組むことを検討してください。	動物取扱業の適正化については、業種に応じた自主点検票等の活用で指導するとともに、計画的な立入監視、指導することとし記述しております。指導に当たり動物愛護団体の意見も参考にしたいと考えます。
	動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取扱業の登録を必要とする。	個人でも年間2回以上又は3頭以上の動物の取扱があれば、法律により登録が必要です。現行制度では販売、保管、貸出し、訓練、展示の業種が登録業種です。
	動物取扱業者が販売目的で犬を購入や繁殖させた時に、新規登録を義務とする。	現行制度では動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う場合は、法律により登録が必要です。
	5年ごとの登録を1年ごとに登録更新し、動物取扱業者評価制度を少なくとも3ヶ月～半年に1回実施	5年毎の登録更新制度は法律により定められており変更は困難と考えますが、施設の立入監視、指導は更新時以外も計画的に実施します。
	ブリーダーになるためには難しい試験を設け、免許制にすること。	免許については法律により制度化されるものと考えており、府独自の制度化は困難ですが、適正飼養について指導していきます。
	良いブリーダーからの購入のみにすると、多数起きている「ブリーダーやペットショップの崩壊」から動物たちを救えると思う。	動物取扱業に対する計画的な立入監視とともに、毎年受講が義務付けられている研修会を通じ、適正な業務運営を指導し、悪質な業者については登録を抹消します。

項目	主な意見・提案	府の考え方
動物取扱業	ブリーダーからアドバイスとして無益な繁殖の危険性を買い手に説くように義務づけること。	動物取扱業者による飼養方法などの事前説明等を徹底するよう指導することとして記述しております。
	生年月日とともに、ブリーダー等繁殖業者から出荷された日も表示することを徹底すべき。	義務化はされていませんが、動物取扱業者指導事項の一環として検討します。
	繁殖を行う個体も登録を義務化し、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳までとし、年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待とみなす事として動物取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。	事業者への刑罰等は現行法では困難と考えますが、適正な繁殖期間については、動物取扱業者への立入監視の際に指導事項として参考にさせていただきます。
	8週齢まで繁殖場（母犬）から出荷しないように指導管理強化。	立入監視の際に指導として参考にさせていただきます。
	飼い犬・飼い猫に対しては、ペットショップでの生体販売を禁止してほしい。	現行法令上禁止することは不可能と考えます。
	インターネットでの生体販売を禁止して頂きたい。	現行法令上禁止することは不可能と考えます。
	動物園や移動動物園はEUが世界基準として掲げている下記の5項目を遵守してほしい。 飢えや渇きからの自由。肉体的苦痛と不安からの自由。外傷や疾病からの自由。 恐怖や不安からの自由。 正常な行動を表現する自由。	動物取扱業者の立入監視の際の点検項目として参考とさせていただきます。
	動物遺棄の元凶とも言われる「繁殖、販売産業」の新規出店、開業禁止、現行の開業者に頭数制限の内容を盛り込んで下さい。	事業の規制は困難と考えますが、動物取扱業者への立入監視の際に適正飼養について指導することとしております。

項目	主な意見・提案	府の考え方
産業動物	産業動物について動物愛護法の対象として虐待を受ける事のないよう条例を設けていただきたい。	産業動物についても動物愛護管理法の対象となっており、条例設置までは考えておりません。
	毛皮動物について動物愛護の精神に最も反するものだと思います。毛皮製品を購入することがどれほど残酷なことであるか周知し、毛皮は着ない、買わないと言う事を奨励するよう要望します。	ご指摘の点については個人の判断に委ねられる事柄と考えますが、動物愛護精神の普及に努めることとしております。
実験動物	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名、機関名公表と罰則規定を策定すべき。	国や関係機関と連携し「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」の周知に取組み、適切な動物実験を促進することとしております。
	動物実験を行っている研究機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべき。	
	実験動物の適正な取扱いについて、動物実験関連施設の実態調査をする。	
	実験動物について、動物実験より確かで価値のある代替法に切り替える。	
	カエルやマウス等の生き物を使った解剖は禁止にする条例をつくってください。	
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減の基準」により、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用するよう努めるとされており、その徹底を図ることとしております。		

幼い頃からの動物愛護教育	適正飼養に関する啓発ポスター、パンフレットの作成、配布、ホームページ等の更なる充実、町内会などの回覧板を利用するなど、効果的な啓発に努める。	地域での動物愛護に関するイベント等、地域の取組を活用した啓発をしていくこととしておりますが、ご意見を踏まえ施策の参考にさせていただきます。
	動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。	教育委員会等と連携した動物愛護に関する啓発について記載していますが、啓発の際に参考とさせていただきます。
	殺処分や動物実験に関するパネル展を市役所、図書館などで開催し、広報などでも実態を訴える写真などを掲載する。	イベント等の実施に当たり参考とさせていただきます。
	購入者への教育・管理をもっと徹底すべきではないでしょうか。動物に対して無知で非情な人間が飼い始めてからでは遅いのです。	購入時において、動物取扱事業者が所有者へ飼養方法等についての事前説明を徹底するよう指導することとしております。また購入後は、しつけ教室等で所有者のモラル、マナーの向上を図ることとしております。
	犬・猫の慰霊式の広報をしっかりとやる。同時に年間の殺処分数も伝える。	動物愛護管理センターにおいて、毎年献花式を実施しており広報紙等によりお伝えしてします。参加された方には譲渡数や処分数等を示した資料を配付しております。また、地域の動物愛護推進協議会において実施しているところもあります。

項目	主な意見・提案	府の考え方
幼い頃からの動物愛護教育	府民の理解を得るため、良識ある活動を目的とした学習や論議、意見交換の場を設け、動物愛護推進を目的とする者の知識と認識の向上を図る。	府民の動物愛護に関する学習等として、適正飼養講習会の実施や、市町村や地域住民の主催する動物適正飼養講習会等への講師派遣を行うこととしております。
	幼いころからの動物愛護教育施策の中に地域の動物愛護ボランティア団体を加えてほしい。	こどもたちが動物とふれあう機会を作る担い手として地域のボランティアも重要と考えるため、ご指摘を受けて記述を修正します。
	動物愛護映画を作成して「京都発」の動物愛護啓発活動の支えとする。	動物愛護精神の普及は重要と考えており、施策実施に当たり参考とさせていただきます。
	学校の社会見学のコースに犬猫の収容される動物愛護管理センターを取り入れてください。	
	命の大切さを教えるためにも殺処分の現実を教える必要があるのでは。	
	集客数の多い施設で、管理センターの写真パネル展をしてほしいです。	管理センターの写真パネル展は実施していませんが、動物愛護意識の啓発事業として、毎年「動物愛護写真コンクール」を実施し、府内各地の集客の多い場所等で展示を行っています。
ボランティア等	動物愛護推進員の方を多数採用して、動物の適正飼養等、気軽に相談できる体制を作って頂きたいです。	地域における動物愛護活動普及のため動物愛護推進員との連携について記載していますが、より多くの地域で活動していただけるように、ご提案のとおり多数の推進員を委嘱することとします。

ボランティア等	<p>愛護動物である猫と地域の人とが共生共存していく最良の方法を検討していくことが必要であると考えます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、人と猫の共生共存を目指し飼い主のいない猫対策マニュアルを作成し、地域での自主活動を支援する旨の記述を追加します。</p>
	<p>「野良猫」を保護した方に「助成金」が出るようにすれば良いと思う。</p>	<p>飼い主のいない猫対策マニュアルにより地域の自主活動を支援し、飼い主のいない猫対策について取組むこととしており、助成金導入については困難と考えます。</p>
	<p>野良猫対策の町の看板を「猫にエサをやらないうで」から「ルールを守ってエサをやりましょう」に変える。</p>	<p>看板については、飼い主のいない猫に対する地域の取組の一つとして有効と考えますが、その内容等について住民の合意が得られるよう調整していくことが重要であると考えます。</p>
	<p>野良猫に対する基本的な対策を打たず、飼い猫を保護する（結局野良猫を守ってしまう）制度改革には反対します。</p>	<p>飼い主のいない猫対策マニュアルにより地域の自主活動を支援し、飼い主のいない猫対策について取組みます。</p>
	<p>地域事情に応じた取組の強化」に「地域猫活動の推進」を追加をすべき。</p>	<p>ご指摘を受け、飼い主のいない猫対策マニュアルの策定するなど地域の自主活動を支援することとし、記述を修正しました。</p>
	<p>飼い主のいない猫の適正管理についてのガイドラインを作成し、ボランティア関係団体の協力を得ながら、避妊去勢手術や普及活動等で地域を支援していく必要がある。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、マニュアル作成や地域の自主活動を支援する旨の記述を追加しました。</p>

項目	主な意見・提案	府の考え方
ボランティア等	<p>住宅地以外の、公園、河川敷、公共施設など行政管理地での飼い主のいない猫対策として、行政関係部局や施設管理者、市町村、ボランティア等が連携協力し、支援すること。</p>	<p>ボランティア団体のネットワーク化による譲渡促進の仕組みづくりやホームページ等での情報提供について記載しております。</p>
	<p>本人が高齢などで捕獲や搬送が困難な場合はボランティア等に依頼し代行させ、金銭面での相談・病院の紹介等を行う。</p>	<p>計画において、ボランティアとの連携を進め、自主活動の支援について記載したところです。また、飼養に関する様々な相談に応じるため、動物愛護管理センターや各保健所等に相談窓口を設置し、適切に対応していくこととしています。</p>
	<p>飼い主が高齢や病弱などで、動物の世話が困難となり周囲に著しく迷惑を掛けると判断される多頭飼養者の場合は、適切な数に調整するためにボランティア等に保護を依頼し、新しい飼い主を探す。費用は本人負担が基本だが、困難な場合は行政が支援する。</p>	<p>費用の負担は困難ですが、飼養能力以上の多頭飼育については、必要に応じ不妊去勢手術や譲渡を指導することとして記述しております。 ご意見を踏まえ、ボランティアを活用した譲渡の仕組みづくりについて記述を追加しました。</p>
	<p>飼養者からの飼育に関する相談を受け必要時に動物愛護推進員やボランティアの紹介等を行うこと。</p>	<p>動物愛護管理センター、各保健所等に相談があった場合、必要に応じて動物愛護推進員等を紹介しております。</p>
	<p>京都にも、動物を保護している団体がいくつかあります。赤十字の募金のような形で寄付が募れないものか。</p>	<p>府の施策として募金活動を制度化する事は困難ですが、民間の取組みがあれば支援を検討していきます。</p>
	<p>子猫を飼養可能なボランティア団体との連携による離乳前の子猫の譲渡を促進する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ボランティアとの連携についての記載を修正しました。</p>
	<p>ボランティアを至急募集して処分される犬猫の減少に努力していただきたい。</p>	

項目	主な意見・提案	府の考え方
ボランティア等	毎週できるだけ市内の公園にてボランティアを集め府民に対して分かるように里親探しの機会を与えていただきたい。	ボランティアのネットワーク化による犬・猫の譲渡を促進する仕組みの構築について記載しております。
	一般家庭での里親募集に関して相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。	ご指摘の点について、ボランティアのネットワーク化による譲渡の仕組みの構築をすることとしております。
身体障害者補助犬	身体障害者補助犬使用者のバリアフリーを保障するためにも、個人、法人それぞれに向けた法律の周知徹底をする。	身体障害者補助犬の社会的な役割を啓発するとともに、対象施設の「ほじょ犬マーク」の掲示を進めるため、資料配付等による周知について記載しております。
	身体障害者補助犬の受入拒否等の行為を繰り返す法人に対する罰則規定を自治体単位で定めて頂くことを強く望みます。	罰則規定は法律に規定されるものと考えます。補助犬同伴利用の受入れは、義務の履行を求めていくことが重要と考えます
捕獲動物等の返還・譲渡	愛護センターでの定期的な譲渡会の実施が必要。	動物愛護管理センターでは、原則として毎月、第一・第三金曜日に子犬の譲渡会を実施しております。
	愛護センターの里親探しの実情が全く府民として知ることができません。	動物愛護管理センターのホームページで譲渡会の開催予定をお知らせしていますが、あらゆる機会を通じて周知していきたいと考えます。
	犬に比べて譲渡率が低い成猫の譲渡に動物専門学校やペットショップとの連携を図る。	現在成猫の譲渡希望は多くありませんが、今後譲渡率を向上させる施策の検討にあたって参考とさせていただきます。

項目	主な意見・提案	府の考え方
捕獲動物等の返還・譲渡	<p>飼い犬が迷子になった場合の連絡先や、迷子犬として捕獲された場合等の流れが全くわからないのに問題があると思います。</p>	<p>迷い犬等については、保健所等にお問い合わせいただければ、お答えさせていただきます。計画においては、所有者へ返還できるように市町村、警察等との情報共有化や、ホームページ等による情報提供を行うこととし、記述しております。</p>
	<p>愛護センターでの譲渡をする場合、飼養希望者に飼養前の講習、動物の習性或食費は無論、疾病、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明も徹底して説明すべきである。</p>	<p>ご意見をいただきました点について、動物愛護管理センターにおいて譲渡前に実施しておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、譲渡時の適正飼養の指導について記述を追加します。</p>
	<p>飼養希望者には動物の飼養が適切に出来る事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し、審査され、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後で譲渡すること。</p>	
	<p>譲渡の際、しつけや動物本来の習性、ワクチン費用等の金銭的な負担の記載した飼養・譲渡マニュアルを作成。</p>	<p>譲渡する場合は、習性或飼養方法等の説明を行い、適切に終生飼養するよう資料を提供し指導しております。</p>
	<p>譲渡した犬は可能な限り追跡調査をおこなう。</p>	<p>平成9年及び平成16年に飼育状況等についてアンケートを実施しています。今後も譲渡後の飼養状況を把握するため継続して実施してすることとしております。</p>
	<p>愛護センターから譲渡される動物は疾病等で獣医師等の診断によりやむをえないと判断された以外は100%不妊措置を行うことを義務化する。</p>	<p>不妊措置については、義務化は困難と考えており、飼養能力等必要に応じて去勢手術の実施を指導しております。</p>

項目	主な意見・提案	府の考え方
捕獲動物等の返還・譲渡	保健所・愛護センターの収容動物に関する記録と、収容動物の死体に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類、収容状況、動物写真、特徴を可能な限り詳細に記録・保存し、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにしてください。	現在も収容動物の記録を行っており、迅速な対応に努めておりますが、返還情報の提供を促進するためホームページ等を活用することとしております。
	引き取りは殺処分でなく譲渡を目標とし、愛護センター内で他の動物と接触させる前にノミ、ダニ、疥癬、シラミ等の駆除、血液検査、検便検査を行う事を義務づける。	引取にあたっては、十分に検査を行い、センター内での疫病感染がないよう努めております。
	愛護センターで引き取った動物達の抑留期限は殺処分を減らす為にも最低4週間にすること。	収容能力に限界があり、長期間抑留することは困難ですが、引取動物については、譲渡を促進し、できる限り生存の機会を与えるよう努めております。
	捕獲や引取後の収容日数を具体的に明記してほしい。	捕獲犬は所有者の判明に必要な期間保護しておりますが、引取った犬・猫は病気等も多く収容日数を一律に決めることは困難と考えます。
	一時的に希望者に期間限定の預かり制度を設けていただきたい。	制度の創設は困難ですが、御意見の趣旨を踏まえ、一時預かりを実施している業者の情報を提供するため、動物取扱業者を公表することについて記載します。
	動物病院、ペットショップ、美容室への命の救済への呼びかけを願いたい。	動物病院や動物取扱業者とは動物愛護管理推進のため、引き続き協力を求めることとしております。
	負傷動物の収容「施策」の表現で「治療技術の向上を図ります。」を「治療技術を早急に整えます。」に修正すべき。	治療技術の向上が必要であると考えており、可能な限り早急に取り組むこととしております。

項目	主な意見・提案	府の考え方
捕獲動物等の返還・譲渡	学校やスーパー、コンビニ、最寄り駅に不明動物のチラシを貼ったり置いたり等のあらゆる世代へのアプローチをお願いします。	所有者へ返還できるように市町村、警察等との情報共有化や、ホームページ等による情報提供について記述していますが、あらゆる機会を通じ周知していくこととします。
	殺処分の方法をガスで窒息死させるのではなく、個体ごとの麻酔注射に変更すること。	炭酸ガスによる処分は苦痛のない方法と認められていますが、より適切な方法があれば検討することとします。
	殺処分についての対策はあまり無かった気がします。その事への施策はないのでしょうか。動物愛護というなら、そこにふれないのはどうなのか。	今後とも、殺処分頭数を減らすため、ホームページ等を活用した譲渡の促進や、ボランティアのネットワーク化による譲渡の促進について記載しています。
	持ち込まれた犬、猫等の処分数を公にして多くの人たちに問題をなげかける必要がある。	処分数についてはホームページ等で掲載し情報を公にし、さらに可能な限り問題提起を図ります。
共通感染症対策	外国からの輸入を禁止すると伝染病なども減ると思う。	輸入動物の検疫が実施されておりますが、京都舞鶴港において、伝染病を防止するため定期的な巡回監視や外航船員への啓発物を配布するなど感染症予防対策を進めております。
	保健所担当職員に対する教育を強化する。	計画において、国等が実施する研修や講習会の受講により関係職員の専門知識の習得や検査技術の向上を図ることとしています。
	犬のフィラリア症の予防薬の投与を義務化して下さい。	義務化は困難ですが、動物の予防ワクチンの接種等については、パンフレットを動物病院や取扱業者を通じて所有者へ配布し啓発することについて記載しております。

項目	主な意見・提案	府の考え方
災害時の 対策	<p>災害時、緊急に動物避難を行わなければならない時、警察やボランティアや愛護団体等との連携が必要であり、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。</p>	<p>災害時の「動物救護マニュアル」策定にあたっては、提案の趣旨を踏まえ、市町村、警察、ボランティア団体等の関係団体と調整し、防災担当とも協議しながら策定することとしております。</p>
	<p>災害時にペットも一緒に非難できるような救護体制づくりをお願いします。</p>	
	<p>市の防災計画に盛り込むことは難しいと思われる。防災担当との協議、調整が必要であり、動物愛護担当部局のみで計画は不可能であり、再度、防災担当を加えた計画策定が必要である。</p>	
	<p>負傷した動物の救済に関するマニュアルの作成をお願い致します。</p>	
	<p>動物愛護管理センターを動物シェルター（保護施設）にしてほしい。</p>	<p>動物の飼養は所有者の責任においてされるものと考えており、動物愛護管理センターについてもシェルターとしての飼養を想定していません。 災害時における動物の保護については、「動物救護マニュアル」を作成する中で検討することとしております。</p>
	<p>シェルターの必要性も方向として考える、シェルターは災害時にも必要になってきます、早急に計画してください。</p>	

項目	主な意見・提案	府の考え方
計画の数値目標	<p>引取犬の譲渡割合の数値目標を「40%以上」、引取猫の譲渡割合を「5%以上」に修正すべき。</p>	<p>達成状況については、毎年、関係機関、団体等と分析・評価を行い、必要に応じて5年後を目途に計画の見直しを行うこととしています。</p>
	<p>10年かけて達成すべき目標なので、現状の東京レベルに設定すべきだと思います。 犬の譲渡目標 78% 猫の譲渡目標 4.2%</p>	
	<p>10カ年毎年の目標値を明確に掲げて、目標を毎年クリアし、人間の勝手な都合で殺される動物達をなくす取組を強化すべきである。</p>	
	<p>行政に引き取られた動物の処分は獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10年計画での最終目標を0とするべき。</p>	
	<p>出来るだけ早い時期に「犬猫殺処分ゼロ」にしてください。</p>	
	<p>犬・猫の引取数をそれぞれ70%減少を目指す。保健所ごとに目標値を設定する。</p>	
<p>飼い主から手放される犬猫がゼロになることを願って、目指して、行政として、管理体制の強化を望みます。</p>	<p>購入時や引取時などあらゆる機会を通じた終生飼養の徹底や、高齢動物の飼養方法や終末医療等に関するガイドブックの市町村、病院、取扱業者を通じた配布など、所有者が安易に犬・猫を処分しないことについて記載しています。</p>	

項目	主な意見・提案	府の考え方
達成状況 見直し	5年後の見直しとありますが、余りにも悠長な年月ではないかと遺憾に思います。2年単位での見直しを強く要望いたします。	5年間で見直すこととしていますが、施策の効果は毎年度検証することとしております。また、状況の大きな変化があれば見直しを行います。
その他	登録や狂犬病予防注射の呼びかけや、迷い犬は2日の公示の後3日目に処分されることを市民新聞、府民新聞、区民新聞等でわかりやすく掲載してください。	登録や狂犬病予防注射を向上するため、広報紙、所有者への個別通知、集合注射などをすることとし、記述しております。迷い犬については、所有者へ返還できるように市町村、警察等との情報共有化や、ホームページ等による情報提供を行うこととし、記述しております。掲載内容がわかりやすくなるように検討することとします。なお、迷い犬について機械的に3日で処分する事はありません。
	行政により求められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約規定数以上の動物の保護を行政により許可する。	集合住宅規約の遵守が原則であり、住民相互の理解が必要と考えます。
	保健所・愛護センター等に引き取られた犬・猫の取扱において、一般飼養への譲渡と共に、アニマルセラピーに適した動物の選別を行うようにする。	現在も引取犬を育成し、特別養護老人ホーム等の訪問事業を行っており、引き続き実施していきます。
	個人所有者、動物取扱業者を問わず動物の健康と安全の為、飼養状況の抜き打ち調査を実施する。	個人所有者へは苦情など必要な場合に立入調査しますが、動物取扱業者に対する立入監視指導は、原則として予告なしで実施しています。
	収容されている犬猫は酷い状態にならないように、環境整備、職員の意識改革をし、どうせ殺す命と粗末に扱わないようにすること。	収容している犬・猫については、十分に健康管理を行い、譲渡できるように努めており、譲渡の促進に向けホームページ等による情報提供やボランティアのネットワーク化による譲渡の仕組みの構築について記載しています。

項目	主な意見・提案	府の考え方
その他	センター等での収容動物の扱いは最低健康状態を維持できるように配慮すること。	収容している犬・猫については、今まで通り十分に健康管理を行い、譲渡できるように努めます。
	動物管理センター等の建物を府市民の憩いの場となる場所に建設して、保護動物の治療や里親捜しの場或いは動物 110 番通報の応対等ボランティアと協力した活動できる場として、また、正しい動物の飼い方やしつけ教室等の実施や学童に動物愛護意識を育む校外教室、府民、市民の癒しの場として活用し、イメージを大きく変えた施設となるよう多くの人の協力で作り上げたい。	動物愛護管理センターは、昭和 63 年 2 月に建築されており、移転や建替について計画していませんが、動物の飼養相談や負傷動物の収容、譲渡事業など府の動物愛護施策の中心として、総合的な取組を推進することとしております。
	推進計画検討委員に教育委員会等動物介在教育関係者の参加を望みます。	計画策定に当たり府教育委員会も参画しており、施策実施についても連携し教育機関での動物愛護教育の充実を図ります。
	市民の立場に立った人が選ばれていないように思います。	検討委員については、幅広い意見を計画に反映させるため、獣医師団体、業界団体、市町村会代表者や学識経験者等に参加いただきました。また、パブリックコメントにより府民からのご意見をいただき、計画策定を行いました。
	野生動物について、安心して山で暮らせるように環境づくりをやらなくてはならない。	府では特定鳥獣保護管理計画等を推進する中で、野生動物について人と共生できる環境づくりを目指し取り組むこととしております。
	動物愛護宝くじの発売をお願いします。	宝くじの販売は、法規定より総務大臣許可により実施され、その申請については都道府県・政令都市で作る協議会において合意が必要となります。そのため、府独自の判断による宝くじの発売は困難と考えます。